

## ●香川県告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、事務の委託に関する規約を定めたので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

平成31年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

大分県と香川県との間の実習船の共同運航に係る事務の委託に関する規約

（事務の委託）

第1条 大分県（以下「甲」という。）は、高等学校の水産に関する学科において教育の用に供する実習船（以下「実習船」という。）の共同運航に係る甲の事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を香川県（以下「乙」という。）に委託する。

- （1） 実習船の運航に関する事務
- （2） 実習船の維持管理に関する事務
- （3） 実習船における漁ろうに関する事務

（収入の帰属）

第2条 実習船における漁ろうにより生ずる収入は、乙の収入とする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、乙の長が甲の長と協議して定めるものとし、当該経費の額については、実習船の共同運航に係る経費の総額から前条の漁ろうにより生ずる収入の額を控除して算定するものとする。

（予算の執行）

第4条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を、乙の歳入歳出予算において計上するものとする。

（決算の通知）

第5条 乙の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、遅滞なく当該決算の委託事務に関する部分を甲の長に通知するものとする。

（連絡会議）

第6条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲の長と毎年定期に連絡会議を開くものとする。ただし、乙の長が必要があると認めるとき又は甲の長の申出があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

（条例等の制定改廃に関する措置）

第7条 乙が、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとするときは、乙の長は、あらかじめ甲の長に情報提供を行うものとする。

2 乙が、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、又は改廃したときは、乙の長は、直ちに当該条例等を甲の長に通知しなければならない。

3 甲の長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の長及び乙の長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

(委託事務を廃止した場合における決算)

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、乙の長がこれを決算する。